

介護事業所におけるICTを通じた情報連携に関する調査研究報告書（概要版）

2020年3月31日

 株式会社三菱総合研究所

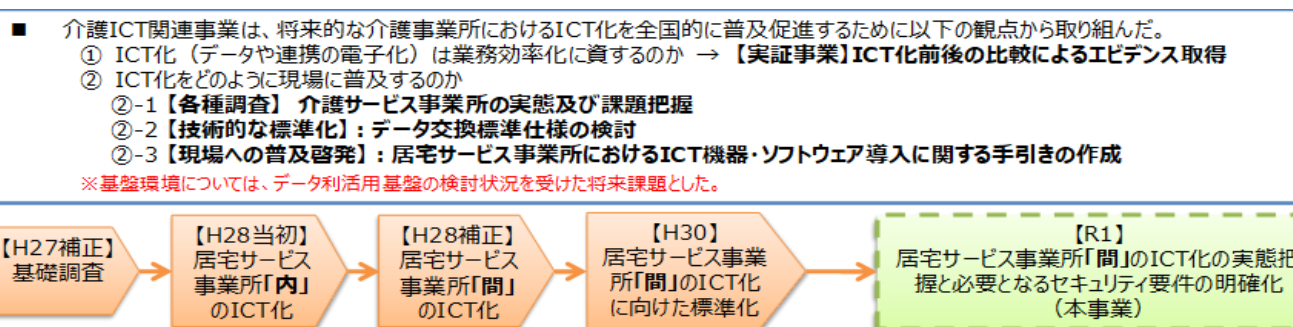
目次

1. 本事業の全体像	3
(1) 本事業の背景、目的	3
(2) 本事業の実施内容、検討体制	6
2. 医療介護連携時における標準仕様の作成等に向けた検討	8
(1) 実証研究（技術検証）	8
(2) 入退院時の情報連携に向けた検討	10
(3) 看護情報の連携に向けた検討	11
(4) 標準仕様案に関する今後の課題	12
(5) 本標準仕様案の活用・周知および普及の課題	13
3. 介護現場におけるセキュリティ基準の検討	14
(1) 介護事業者向け小冊子（介護事業所における介護情報の連携に関する安全管理について）の作成	14
(2) ベンダー向けアンケート結果	17
(3) セキュリティ対策に関する課題	18
4. 事業のまとめ	19

1. 本事業の全体像

(1) 本事業の背景、目的

厚生労働省においては、介護サービスの生産性向上に向けた検討を継続的に行ってきたところである。また、介護人材不足など、急速に進む超高齢社会の到来によって生じる課題への対策として、我が国では「健康寿命の延伸」と「良質で安心なサービスの提供」への実効的な施策の実施が急務であり、ICTインフラの整備を通じた健康・医療・介護のデータの利活用推進が強く望まれている。



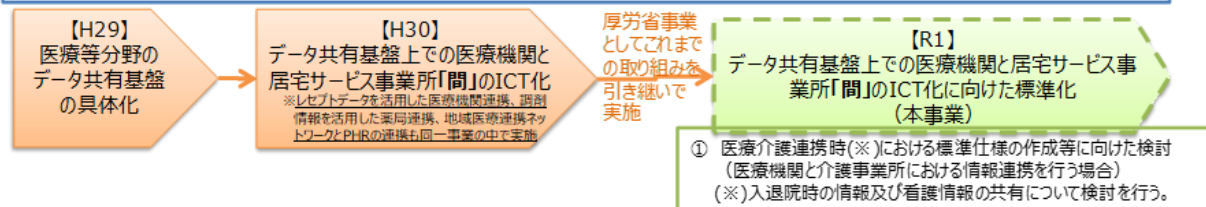
予算	事業名	事業の目的	成果の概要
H27補正	居宅サービス事業所における業務効率化（ペーパーレス）促進モデル事業	居宅サービス事業所におけるICTの活用による業務効率化の効果について、基礎的知見を得るための調査	<ul style="list-style-type: none"> □ 訪問介護・通所介護について、サービスの標準的な業務プロセスと業務負荷の関係を整理。 □ H28当初事業においてICT化の効果検証対象とする業務プロセスの範囲を特定。
H28当初	居宅サービス事業所における業務効率化促進モデル事業	居宅サービス事業所「内」の業務を対象として、ICT機器・ソフトウェアを導入することによる業務効率化の効果を検証するための実証事業	<ul style="list-style-type: none"> □ 事業所内の「日々のサービス内容の記録業務」「記録に基づく事業所内の情報共有」「介護報酬請求業務」等にICT・ソフトウェア機器を導入することで事務時間、残業時間等への削減効果を確認。 □ ICT機器・ソフトウェア導入に関する手引きを作成。 □ サービス利用票・別表のICT化による事務負担削減効果の確認。
H28補正	介護サービスにおける情報通信技術活用実証研究事業	居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所間の情報連携のICT化による業務効率化の効果を検証するための実証事業	<ul style="list-style-type: none"> □ 居宅サービス事業所「間」データ交換規約案の作成。 □ 介護サービス施設・事業所におけるICT活用の実態の把握。
H30当初	介護事業所におけるICTを活用した情報連携に関する調査研究等一式	異なるベンダーの介護ソフトを使用している居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所間で標準仕様に従った情報連携の技術検証を行う実証事業	<ul style="list-style-type: none"> □ 異なるベンダー介護ソフトを使用している居宅サービス事業所「間」のデータ交換標準仕様案の作成。 □ 上記標準仕様案に従った介護事業所間での情報連携の技術的な実現性及び事務負担削減効果の確認。 □ 介護事業所間の情報連携を行うために今後求められるセキュリティ等のあり方を検討。

1. 本事業の全体像

(1) 本事業の背景、目的

総務省では、昨年度事業の結果や厚生労働省にて開催されている「医療等分野情報連携基盤検討会」の検討内容を踏まえ、医療・介護・健康分野における更なるネットワーク化の推進に向けて、A)「医療・介護連携」、B)「レセプトデータを活用した保険者・医療機関連携」、C)「調剤情報を活用した薬局連携」、D)「EHR・PHR連携」において、モデルの構築およびルールの検討を実施した（平成30年度「医療等分野におけるネットワーク基盤利活用モデルに関する調査研究事業」（総務省））。

- 医療介護間の情報連携のICT化関連事業は、将来的に全国保健医療情報ネットワークを介した医療機関と介護事業所の連携を全国的に普及促進するために以下の観点から取り組んでいるところ。
 - ① 医療等分野のデータ共有基盤はどのようなものであるべきか → 【H29年度事業】基盤環境の具体化と運用ルールの策定
 - ② 基盤環境で提供すべきサービスとして医療介護連携は有効か → 【H30実証事業】ICT化前後の比較によるエビデンス取得
 - ③ ICT化をどのように現場に普及するのか
 - ③-1 【技術的な標準化】：データ交換標準仕様の検討
 - ③-2 【現場への普及】：既存の技術を用いたBYODの導入方式の検討



予算	事業名	事業の目的	成果の概要
H29	医療・介護連携の推進に関する調査研究（総務省）	2020年の「全国保健医療情報ネットワーク」構築に向けて、医療等分野のデータ共有基盤（相互接続基盤）の在り方の実証事業を実施。	<ul style="list-style-type: none"> □ ネットワークの相互接続について検討し、実運用フェーズに移行するための運用ルール等を策定。 □ 共通ルールに基づき患者情報を流通させるための標準規約によるデータ交換に移行するための運用ルール等を策定。 □ 安全な通信を実現するためのセキュリティ確保について検討し、実運用フェーズに移行するための運用ルール等を策定。
H30	医療等分野におけるネットワーク基盤利活用モデルに関する調査研究（総務省）	医療等分野におけるネットワーク基盤を利用する具体的なモデルを明らかにし、必要なルール等の整備につなげるため、医療・介護連携、レセプトデータを活用した医療機関連携、調剤情報を活用した薬局連携、地域医療連携ネットワーク（EHR）とPHRの連携について、昨年度総務省で実証を行った相互接続基盤実証も踏まえ、地域実証を行い、必要な技術面、運用面のルール整備等につなげるための調査を実施。	<ul style="list-style-type: none"> □ 医療・介護連携に関するデータ標準（案）の具体化、ICTを活用した医療・介護連携モデル構築、BYOD導入可能性の検討。 □ レセプトデータを活用した患者情報収集の有用性、マイナンバーカードとHPKカードの有用性、効果的な患者情報収集支援システムのあり方。 □ 保険薬局間における調剤情報連携による重複調剤等防止への有効性、調剤連携におけるマイナンバーカード等の有用性、効果的に実現する重複調剤等確認システムのあり方。 □ マイナンバーカードを活用したPHRの充実方策、EHRとPHRの連携に関する今後の方策。

1. 本事業の全体像

(1) 本事業の背景、目的

これまでの厚生労働省、総務省における、医療・介護分野のICT活用の実証事業の結果を踏まえると、より一層のICT化を促進にあたっては、以下の課題が残されている。

- ICTを活用して介護事業所間の情報連携を推進するためには、平成29年度「介護事業所におけるICTの活用等によるサービス提供の支援に関する調査研究」、平成30年度「介護事業所におけるICTを活用した情報連携に関する調査研究等一式」（厚生労働省）で明らかにした介護事業所におけるセキュリティ対策の現状を考慮した上で、**介護事業所にとって現実的なセキュリティ基準が必要。**
- 平成30年度の「医療等分野におけるネットワーク基盤利活用モデルに関する調査研究事業」（総務省、以下、昨年度総務省事業）においては、居宅介護支援事業所と医療機関の情報連携については業務面の実証の標準項目案の作成は完了しているものの、**標準仕様化とその技術実証、訪問看護ステーションとの連携時における標準項目案の作成と技術検証が終わっていない。**

本事業では、今後より一層のICT化を促進するため、介護事業所間の情報連携にあたって介護事業所に求められるセキュリティ基準を検討した。また、医療機関等の医療の現場と介護事業所等の介護の現場における情報連携の標準仕様作成等に向けた取り組みを実施した。

具体的な実施事項は以下のとおり。

- ① 入退院時における医療機関と介護事業所間の情報連携に係る標準仕様の作成等に向けた検討
- ② 介護現場におけるセキュリティ基準の検討

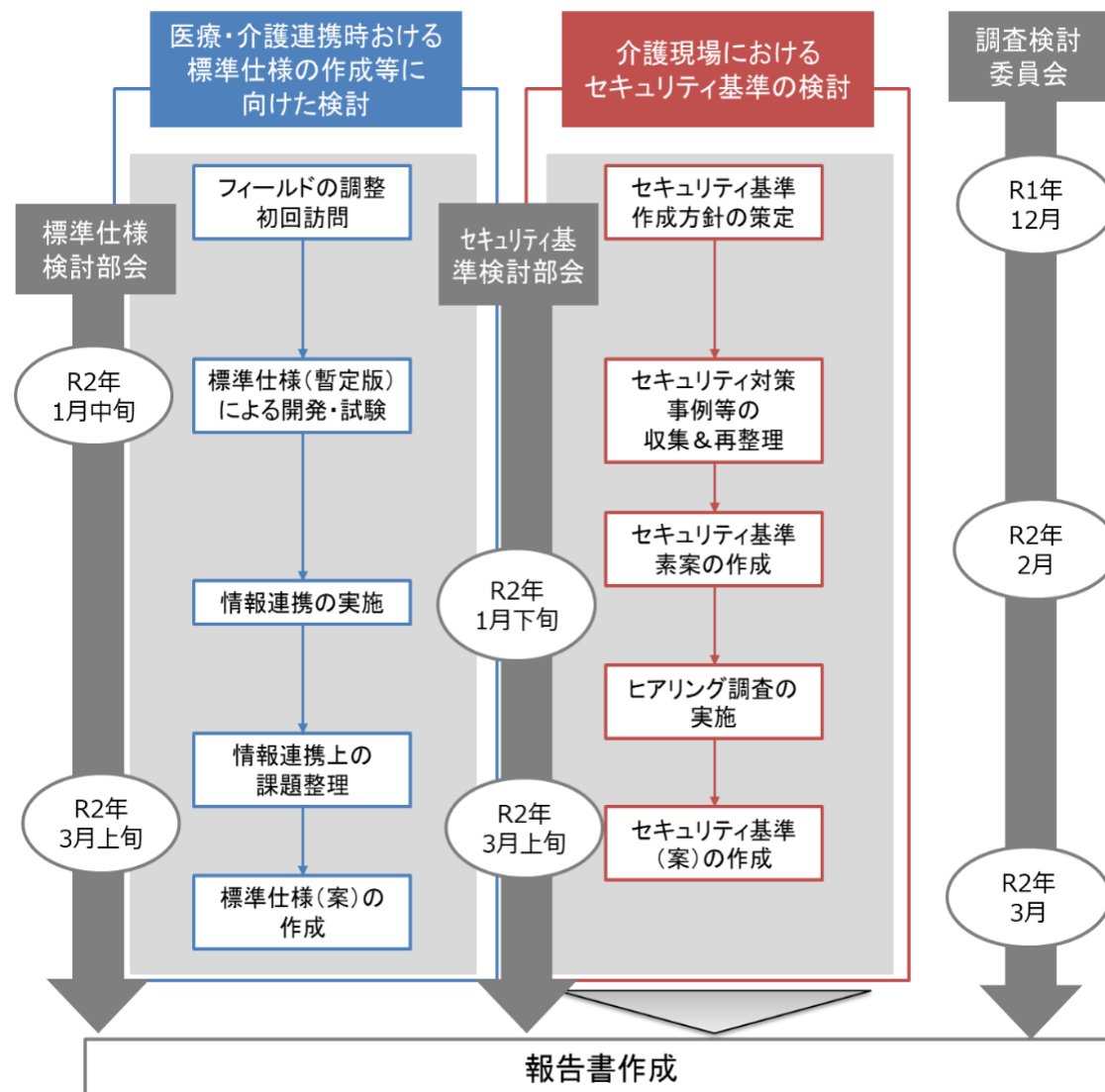
1. 本事業の全体像

(2) 本事業の実施内容、検討体制

本事業においては、以下の検討を行うために、介護事業所における情報連携のあり方に関する有識者委員により構成する調査検討委員会を開催した。

- ① 入退院時における医療機関と介護事業所間の情報連携に係る標準仕様の作成等に向けた検討
- ② 介護現場におけるセキュリティ基準の検討

①については「標準仕様検討部会」、②については「セキュリティ基準検討部会」で、それぞれ調査検討委員会とは別に検討部会を設置し、その検討結果を調査検討委員会で報告した。調査検討委員会は計3回、検討部会計2回開催した。



1. 本事業の全体像

(2) 本事業の実施内容、検討体制

本事業の検討委員会および検討部会のメンバーは以下の通り。

No.	位置づけ (◎：委員長)	所属	氏名	調査検討 委員会	標準仕様 検討部会	セキュリティ基準 検討部会
1	学識 (◎)	和光大学 学長	井出 健二郎	●		
2	学識	中央大学総合政策学部 准教授	宮下 紘	●		●
3	学識	東京医療保健大学 医療保健学部 医療情報学科 准教授	瀬戸 僚馬	●	●	
4	学識	一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会 セキュリティ委員会 委員長	茗原 秀幸			●
5	関係団体	公益社団法人日本医師会 常任理事	長島 公之	●		
6	関係団体	公益社団法人日本看護協会 医療政策部 部長	後藤 裕子	●	●	
7	関係団体	一般社団法人日本介護支援専門員協会 常任理事	能本 守康	●	●	●
8	関係団体	一般社団法人 全国介護事業者協議会 顧問	馬袋 秀男	●		●
9	関係団体	一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会 医療コンピューター部会 介護システム委員会委員長 介護改正分科会リーダ	畠山 仁	●	●	
10	関係団体	一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会 地域医療システム委員会 医療介護連携WGリーダ	光城 元博	●	●	
11	関係団体	一般財団法人 医療情報システム開発センター 医療情報安全管理部/医療 情報利活用推進部門	岡峯 栄子		●	
13	鶴岡市	一般社団法人鶴岡地区医師会 理事	三原 一郎	●		
14	バンダー	株式会社エス・エム・エス 介護経営支援事業部 部長	岡田 亮一		●	●
15	バンダー	株式会社ワイズマン 企画本部商品企画部 部長	伊藤 宏光	●	●	●
16	バンダー	株式会社ストローハット 代表取締役	鈴木 哲	●	●	●
17	バンダー	NDソフトウェア株式会社 医療ヘルスケア事業部 次長	星野 裕一		●	●

2. 医療介護連携時における標準仕様の作成等に向けた検討

(1) 実証研究（技術検証）

昨年度総務省事業で標準項目案を作成した入院時情報提供書、退院・退所情報記録書について、技術実証を行って情報連携を行う際の技術的な課題について検討を行った。また、昨年度事業でPDFファイルによる情報連携の有効性が確認された訪問看護の情報提供書、訪問看護サマリー、訪問看護計画書のうち、標準様式が存在する訪問看護の情報提供書、訪問看護計画書についてデータによる情報連携の技術実証を行った。更に、昨年度に標準様式が作成された訪問看護記録書Ⅱについても、データによる情報連携の技術実証を行った。

データ様式名	標準様式	技術実証内容
入院時情報提供書	有	標準仕様案に従ったCSVデータ※1による連携を実施
退院・退所情報記録書	有	標準仕様案に従ったCSVデータ※1による連携を実施
訪問看護の情報提供書	有	標準項目案に従ったJSONデータ※2による連携を実施
訪問看護計画書	有	標準項目案に従ったJSONデータ※2による連携を実施
訪問看護記録書Ⅱ	有	標準項目案に従ったJSONデータ※2による連携を実施

技術実証は、昨年度総務省事業にて、異なるベンダーの介護業務支援ソフトと医療介護連携システムの間で情報連携を実施した山形県鶴岡市にて以下のとおり実施した。

○実証期間

- ・ 入退院に係る技術実証：
令和2年2月12日～令和2年3月12日
- ・ 看護情報に係る技術実証：
令和2年3月10日～令和2年3月12日

○実証体制

No.	施設/事業者区分	鶴岡地域参加予定施設
1	居宅介護支援事業所	ケアプランセンターふきのとう
2	訪問看護ステーション	訪問看護ステーションハローナース
3	中核病院	鶴岡市立荘内病院（地域連携室）
4	診療所	三原皮膚科、土田内科医院、中村内科胃腸科医院
5	ベンダー	株式会社ワイズマン、株式会社ストローハット

2. 医療介護連携時における標準仕様の作成等に向けた検討

(1) 実証研究（技術検証）

入退院時の情報連携の実証結果

技術検証では、居宅介護支援事業所の業務支援システムと医療介護連携システムとの間で入院時情報提供書、退院・退所情報記録書について、標準仕様に従ったデータ連携を行い、標準仕様に従った情報連携が技術的に可能かの検証を行った。技術検証期間中にデータ連携を行った件数は入院時情報提供書、退院・退所情報記録書ともに1件ずつで、いずれも標準仕様に従って問題なく情報連携を行えた。

技術検証に参加した居宅介護支援事業所（ケアプランセンターふきのとう）に対し、標準仕様案に関するヒアリングを行った。ヒアリングの結果、課題としては拡張項目の構成等の見直し、入力負担を減らすためのチェック式や選択肢の工夫が挙げられた。文字数に関しては、居宅介護支援事業所入退院時情報については現状のまま（実証時は800文字）でも問題ないとの意見であった。

日々の介護時の情報連携の実証結果

訪問看護ステーションの業務支援システムと医療介護連携システムとの間で、訪問看護の情報提供書、訪問看護計画書、訪問看護記録書Ⅱを対象として、標準項目に従ったデータ連携を行った。それぞれの様式によるデータ連携の件数は、訪問看護計画書と訪問看護記録書Ⅱともに3件ずつで、いずれも標準仕様に従って問題なく情報連携を行えた。

技術検証に参加した訪問看護ステーション（訪問看護ステーションハローナース）に対し、標準仕様案に関するヒアリングを行った。ヒアリングの結果、課題としては拡張項目の追加等の見直し、入力負担を減らすためのチェック式や選択肢の工夫が挙げられた。追加が必要との意見のあった拡張項目は、「計画内容への反応や結果」であった。文字数に関しては、訪問看護の情報提供書の自由記述欄の文字数については余裕をもって決めてもらいたいとの意見があった（実証時は800字）

2. 医療介護連携時における標準仕様の作成等に向けた検討

(2) 入退院時の情報連携に向けた検討

入退院時の医療介護連携を行うにあたって必要と考えられる項目について、実証研究（技術検証）で使用する入退院時の医療介護連携の標準仕様（暫定版）を作成し、実証研究（技術検証）の実施で洗い出された課題等を踏まえて、昨年度総務省事業で検討した標準仕様（暫定版）を修正し、入退院時の医療介護連携における標準仕様案の作成に向けた取り組みを行った。

標準仕様案の作成方針や考え方

- ✓ 平成30年度総務省事業にて作成された入院時情報提供書、退院・退所情報記録書の標準項目案を元にコード化や桁数など詳細を検討
- ✓ 入院時情報提供書、退院・退所情報記録書の厚労省様式に記載されている項目については変更せず、拡張項目について項目の追加・削除を検討
- ✓ データの再利用を視野に入れて、共通項目はヘッダ情報としてまとめ、入院時情報提供書で入力した情報のうち、退院・退所情報記録書で再利用可能なデータ項目について明確化を実施
- ✓ 標準項目をすべて記載した後に拡張項目を記載することで、CSVファイルでの情報連携時に標準項目の順番に影響がでないように配慮
- ✓ データ入力作業の負荷軽減とデータの再利用の観点から、入力項目についてはできる限り標準コード等を選択できる形式を採用か入力支援機能などでのコード化の方式を採用

検討の進め方

事務局で作成した標準仕様案を「標準仕様検討部会」にて検討し、その検討結果を調査検討委員会で報告してご意見をもらうかたちで実施

検討結果

報告書付録1の通りに標準仕様案を作成

2. 医療介護連携時における標準仕様の作成等に向けた検討

(3) 看護情報の連携に向けた検討

介護支援専門員と医療機関、診療所、訪問看護ステーションの間でやり取りされている様式と業務フローを整理することにより、訪問看護ステーション等が持つ看護情報について、居宅介護支援事業所及び医療機関と共有すべき事項及び共有方法について検討を行った。なお、標準様式が定められていても、地域で独自の運用を実施している場合があるため、実証研究（技術検証）を実施するフィールド（実証地域）も把握した上で検討を実施した。

標準仕様案の作成方針や考え方

- ✓ 訪問看護の情報提供書、訪問看護計画書、訪問看護報告書、訪問看護記録書 I の厚生労働省標準様式に従って、標準項目案を作成
- ✓ 厚生労働省標準様式に記載されている項目については変更せず、拡張項目について項目の追加・削除を検討
- ✓ データの再利用を視野に入れて、共通項目はヘッダ情報としてまとめ、入院時情報提供書で入力した情報のうち、退院・退所情報記録書で再利用可能なデータ項目について明確化を実施
- ✓ 標準項目をすべて記載した後に拡張項目を記載することで、CSVファイルでの情報連携時に標準項目の順番に影響がでないように配慮
- ✓ データ項目を構造化したほうが様式の記載内容をデータ化しやすい様式については、構造化が必要なデータ項目について明確にするよう配慮

検討の進め方

事務局で作成した標準仕様案を「標準仕様検討部会」にて検討し、その検討結果を調査検討委員会で報告してご意見をもらうかたちで実施

検討結果

報告書付録 2 の通りに標準項目案を作成

2. 医療介護連携時における標準仕様の作成等に向けた検討

(4) 標準仕様案に関する今後の課題

ファイル形式に関する課題

- ✓ 本標準仕様案のファイル形式としては、構造化を表現しづらいCSVファイルではなく、構造化に対応したファイル形式の検討が必要
- ✓ EHR・PHRとの連携も見据えて、将来的にHL7 FHIRなどの標準化の動向に対応できるように配慮すべき
- ✓ APIによるデータ連携の検討

介護事業者の負担軽減のための課題

【様式間の連動・転記】

- ✓ 入退院時の情報や看護情報については各介護ソフトウェアで作成している利用者台帳等の基本情報を転記することが想定されるため、利用者基本情報（利用者氏名、要介護度）や家族構成などの転記元となるフェイスシートの標準化について更なる検討が必要
- ✓ 訪問看護記録書については、訪問看護記録書Ⅱのみの標準化ではなく訪問看護記録書Ⅰと合わせて、訪問看護記録書としての一つの入力と、二つの文書様式のアウプットとして標準化を進めることの検討

【入力負担軽減】

- ✓ 本事業の成果としてまとめられた標準仕様案の各項目の選択肢として標準やマスター（JAHISやMEDISで定めている標準やマスター等）の活用が可能かについては引き続き検討が必要
- ✓ 標準やマスター（JAHISやMEDISで定めている標準やマスター等）を使用する場合は定期的なメンテナンスが必要であるため、本標準仕様案のメンテナンスのスキームについても提示が必要

2. 医療介護連携時における標準仕様の作成等に向けた検討

(5) 本標準仕様案の活用・周知および普及の課題

- 今後、厚生労働省ホームページでの掲載を通じて、介護サービス施設・事業所を含む介護分野の関係者にも広く周知するとともに、仕様内容をもとに介護ソフトを実際に改修する介護ソフトのベンダーにも周知を図ることが必要
- 標準仕様の普及を促進するために、介護サービス施設・事業所に対しては仕様を満たしている介護ソフトの利用、介護ソフトベンダーについては介護ソフトの改修等を要件とした補助金の導入についても検討が必要
- 本標準仕様案を利用する各主体が参加した会議等を開き、それぞれの業務と連携する業務に関する意見を収集する、または地域の医療介護関係者へのアンケート調査の結果を受けて、決定する等の調整の仕組み作りの検討も必要

3. 介護現場におけるセキュリティ基準の検討

(1) 介護事業者向け小冊子（介護事業所における介護情報の連携に関する安全管理について）の作成

- 以下に示す現状認識及び主な想定する課題のとおり、介護事業者は、実質的に対策ができない状況であるとともに、医療情報ガイドラインに対策する意識が低い可能性がある。

現状認識・想定する課題

1. 小規模事業者はリスク分析ができていない傾向がある。

1. 情報システムの安全管理者として任命できるような人材がない。
2. リスク分析※²行うことができる人材がない、または外部委託が行われていない。
3. 分析の結果、対策を立てられる人材がない、または対策のためのサービスを購入するための予算がない。

2. 運用管理規程※¹等が作成できていない傾向がある。

1. 情報を扱う機器の設置台数が少ないため、運用管理規程が不要と考えられている。
2. 情報を扱う機器があっても持ち出すこと自体がないため、運用管理規程が不要と考えられている。
3. 盗難・紛失時の対応の方針が決まっていない。
4. 情報の管理者として任命できる人材がない、または教育する体制がない。
5. 情報を台帳として整理していない。

3. 小規模事業者はサイバー攻撃等の対策ができていない傾向がある。

1. BCP※³の策定できる人材がない、またはBCPの策定を外部委託できるサービスを知らない。
2. BCP策定を外部委託できる予算がない。
3. 上記に関する規定の作成が難しい。

※1：システムの運用を適正に行うため定めた規程

※2：組織が守るべき情報資産を洗い出し、個々の情報資産にかかわる損害や影響を発生させる可能性を明らかにする作業のこと

※3：BCP（Business Continuity Plan、事業継続計画）組織が緊急事態に遭遇した場合に事業を継続するため方法や手段、及び平常時に行うべき活動を取り決めておく計画

3. 介護現場におけるセキュリティ基準の検討

(1) 介護事業者向け小冊子（介護事業所における介護情報の連携に関する安全管理について）の作成

- 介護事業者向けに、対策する意義や検討の全体像を小冊子レベル(29頁)で説明する。
- また、盛り込むべき内容を以下に示す。
 - ① 経営者の責任
 - ② 対策すべき医療情報ガイドラインの項目
 - ③ 上記②の対策例として、クラウドを利用することで対策できる項目
 - ④ 上記②の対策例として、事故発生時の対策

■ 参考とする資料

- 医療情報システムを安全に管理するために（第2版）
「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」
全ての医療機関等の管理者向け読本
- 想定読者とその目的
 - 本書は、医療情報システムの導入を検討若しくは決定する立場にある管理者、又は医療情報システムを既に導入し運用している管理者、医療機関等にあつては院長や理事長を主たる読者と想定している。
- 章構成
 - 第1章 本書の位置付けと活用方法
 - 第2章 電子的な医療情報を扱う際の責任の在り方 →上記①に該当
 - 第3章 電子的な医療情報を扱う際の考え方 →上記②に該当
 - 第4章 電子的な医療情報を交換若しくは提供する際の考え方 →上記②に該当

※上記②については、想定アウトプットのスコープを示す。居宅介護支援事業所と居宅介護サービス事業所間での電子データ（特に居宅サービス計画書第1表、2表、6表、7表）の情報連携に求められる対策とする。

3. 介護現場におけるセキュリティ基準の検討

(1) 介護事業者向け小冊子（介護事業所における介護情報の連携に関する安全管理について）の作成

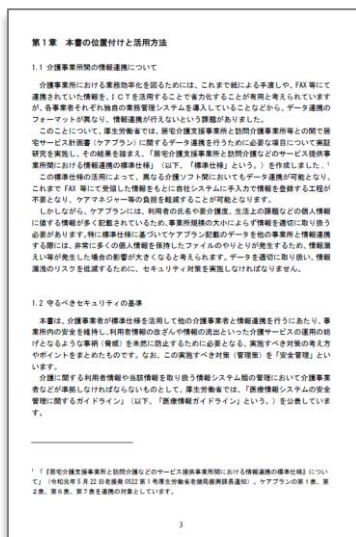
■ 資料名称

介護事業所における介護情報の連携に関する安全管理について

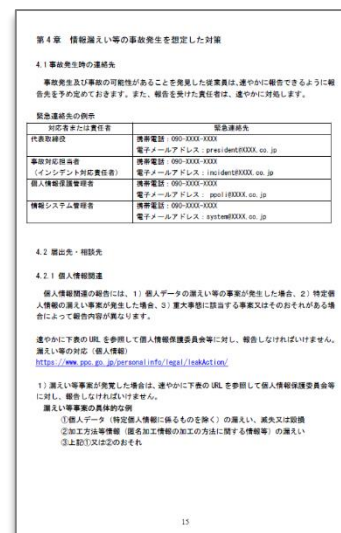
■ 章構成と文書量

- 第1章 本書の位置付けと活用方法 . . . 3頁
- 第2章 情報連携における事業経営者の責任 . . . 3頁
- 第3章 情報連携における安全管理の考え方 . . . 6頁
- 第4章 事故発生を想定した対策 . . . 3頁
- 付録A 情報連携における安全管理の考え方（解説編） . . . 11頁
- 付録B クラウドサービス等のチェック項目 . . . 1頁

本書の位置付けと活用方法の例



インシデント対応の例



3. 介護現場におけるセキュリティ基準の検討

(2) ベンダー向けアンケート結果

■ 検討概要

- クラウドサービスを利用した場合、情報管理の集約、均一化などが実現でき、クラウドサービスのセキュリティ対策を確認することで、自社の情報管理を実現できることを想定する。
- 一方で、クラウドサービスを利用するだけでセキュリティ対策が実施できるわけではなく、利用環境に関する注意点や守るべき管理策についても解説する必要がある。

■ 調査検討方法

- セキュリティ基準検討部会の委員である以下の事業者に対してアンケート調査を行い、その結果を取りまとめる
 - 調査内容
 - クラウドサービスを利用することで対策可能な項目
 - 上記の前提となる考え方
(クラウドサービスの範囲、取り扱う情報、クラウドサービスへのアクセス環境や端末など)
 - 協力事業者
 - 介護業務支援ソフトベンダー4社

3. 介護現場におけるセキュリティ基準の検討

(3) セキュリティ対策に関する課題

個人情報・要配慮情報の特定

介護事業で取り扱う情報が個人情報や要配慮情報等に含まれるのかについて、具体的な例を示して、求められる対策や管理を促すことが必要

個人情報・要配慮情報の特定

より詳細な対策を検討するためには、介護事業者が扱う情報の特性に応じて求められるセキュリティ対策を検討することが必要

実施のサポート体制

介護事業者の基本的な安全管理のチェックやISMS実践サポートなどを支援する体制が必要

情報の取り扱いに関する注意喚起

事業所や事業所間での職員間のやりとり等でもSNSが利用されることを想定した情報漏えい対策としての注意喚起が必要

コストの提示

初期投資や維持コストについて事業所規模に応じた標準価格等を示すことが必要

システム等の共同契約

個々の事業所が各々ベンダーと契約するのではなく、一定のまとまりのある単位でシステム導入・メンテナンスを行うか圏域ごとのサポート体制を考えることが必要

3. 事業のまとめ

本事業の成果

- これまでの事業の成果として作成された介護事業所間での情報連携の標準仕様を活用する際のセキュリティについて検討を行うとともに、介護事業所と医療機関との間での情報連携について検討が行われ、介護事業所と医療機関の間での入退院時における情報連携の標準仕様案や看護情報の標準項目案を作成し、より一層の介護事業所におけるICT化の普及促進へ向けた取組を行った。
- こうした介護分野におけるICT化の促進は、効率化によるコストの低減と情報連携によるサービスの質の向上などのアウトカムの適正化につながり、「健康寿命の延伸」と「良質で安心なサービスの提供」への実効的な実施に繋がる。

本事業から得られた課題

- ICT化の促進による情報の電子データによる管理では個人情報大量漏えいするリスクが発生するため、ICT化による効率化やサービスの質の向上とセキュリティ対策に要する費用のバランスをとることが重要となるが、経営が厳しい状況にある介護事業者の場合、現場で効率化とセキュリティのバランスを取った運用形態が作れるのかはまだまだ難しいといったところが実情となっている。

今後の展望

- 本事業の対象外の様式との連携による一層の業務効率化とサービスの質の向上を目指す。
- 介護ソフトベンダーの協力やクラウド型システムの導入によるセキュリティの確保など、介護事業所の費用面・運用面の負担を少なくする方策の検討による現実的な運用形態を検討する。
- 本事業で作成した小冊子等を用いた、現場へのセキュリティに関する普及啓発活動も同時に実施する。
- ICTに関する知識を持った職員が少ない介護現場の実情を考慮して、市町村にICT相談窓口を設置するなどの行政による運用面のサポートについても、今後検討する。